

政策調整会議の概要

開催日：H 1 8 . 8 . 2 4

項 目

- 1 平成 18 年度政策協議（前期）のまとめについて【政策推進担当】
- 2 安全安心のまちづくり条例（仮称）について【文化環境部】

内 容

- 1 平成 18 年度政策協議（前期）のまとめについて【政策推進担当】

平成 18 年度政策協議（前期）のまとめについて、政策推進担当理事から全庁、複数部局に関係する事柄を中心に説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 総務部から県政出前講座を開催してはどうか、という提案があり、窓口は広報課で、本庁各課、出先機関を含め、本年度から実施することを確認した。
- ・ 企画振興部からは、今秋の答申に向け合併推進協議会で議論がされているが、合併議論をしていく一方、合併が進まない場合も広域行政は必要であり、その考え方を県で整理する、という話があった。その中で、県民生活のベースとなる医療・福祉・教育はサービス水準を示す必要があり、全県を一つの広域行政で取り扱うのがいいのではないかと、その姿を県が示していくという確認がされた。
- ・ 情報化戦略推進担当からは、来年度から情報化戦略を実行していく情報化推進リーダーを各部局に配置し、業務改善や調達の最適化を図る、という提案があり、設置する方向でその役割などの議論をしていくという確認がされた。
- ・ 健康福祉部からは、4月から施行されている障害者自立支援法に関連して、障害者の自立支援についての提案があった。障害者の就労が大きな課題であり、新卒者及び5年後には施設の入所の対象者から外れる中・軽度障害者に焦点をあてて取り組むという確認がされた。本年度9月からは庁内プロジェクトチームを立ち上げ、19年度からは専門職員による支援チームを構成し、重点的に取り組む。
- ・ 文化環境部から、協働の森づくりの提携企業をもっと広げたいという提案があった。今秋にはこれまでの取り組みをまとめ、企業にとって魅力のあるように企画内容も再度検討し、部としても努力をするが、一方、関係部局の連携があれば、もっと企業とのつながりが持てるという確認がされたので、各部局の協力をお願いする。
- ・ 観光担当との協議では、華フェスタについて、県民のボランティア参加をお願いする以上、県職員についてもボランティアへの積極的参加が必要であり、職員への強制にならないように配慮しながら取り組みを進めることが確認された。
- ・ 農林水産部からは、異業種からの農業分野への参入について提案された。土木事業者の農業参入についてはこれまでも、農林水産部、商工労働部、土木部が連携して取り組んできたが、参入する現場での調整が難しい等の問題もあるという現状の説明があった。この取り組みは今後とも必要であり、各部局連携して取り組むことが確認された。
- ・ 出納局との協議では、地方自治法の改正により、出納長に代わり会計責任者を知事が任命することになる、一方で、総務事務センターという新しい会計組織がスタートすることを踏まえ、会計事務の審査権限は出納局が責任を持つ体制を維持しながら、各部局主管課に予算と会計の管理が出来る体制を整えることが確認された。また、出納局の機能強化を図ることが確認された。
- ・ 教育委員会からは、小中学校の教育環境の整備の提案があった。少子化の進行、高知市への一極集中などにより、全国一小規模校が多いという本県の現状を踏まえ、これからの教育環境について考える必要がある。また、副次的な背景としては教員の配置についても、国の基準が見直されるという動きもある。来年度から教育環境を考え、推進する組織体制を整える、という確認がされた。また、小中学校が地域で果たしている役割は大きいので、教育委員会のみでなく、企画振興部や政策推進課等も入って来年度

に向けて議論していく。

- ・ 政策推進担当から、これから高知県が生きていくためには、産業振興が必要であり、それは産業関係部に任せる県庁全体で考えることではないか。また、それによって県職員の元気やモラルアップにつながるのではないかと、という狙いで全庁で高知らしい新しいビジネス等の種を探す、という提案をした。幅広い部局から出席をいただき、議論をする中で、産業振興を主軸に考えると、この仕組みに意味があるか疑問である、また、意味がある仕組みにするのは手間がかかるし、継続的にできるのか疑問、といった意見が出された。知事からは、若い職員にとってはこのような仕組みがあることは意味がある。産業振興というような重い受け止めではなく、やってみるといえる必要がある、という意見が出されたので、政策推進課で再度検討することとした。
- ・ 人件費の関係（人員配置の課題等）については、以下のジャンル分けで整理した。
 - コスト意識
 - 人員配置についての全体最適・ものさし
 - 仕事のウエイトの置き方
- ・ 「コスト意識」については、部局長は共通認識として持っている、あえて確認する必要があるのか、という意見もあったが、知事・副知事から、人件費コストを織り込んだデータ作成を行い、事業のコスト意識と結びつけることは意義がある、部局長・所属長が経営の中でコストを意識することにより、これからの中堅若手職員の仕事のあり方としてコスト意識を定着することは重要である。必要なら、部局・出先の判断で年度途中でも必要な処に人の配置換えをすることも考えるべきである、という話しがあった。
- ・ 「人員配置についての全体最適・ものさし」という観点では、最終的にはトップの判断である、仕事の質に着目すべきである、県庁の仕事には表面に見えない人役のかかる仕事もある、基準作りは困難、等の意見が出された。

知事・副知事からは、基準となるものさしづくりは簡単ではないが、それは総務部の仕事というのではなく、各部局も主体となって考えるべきである、仕事に人件費コストを織り込んで見ていくことで、今後の県のコアとなる業務も見えてくることもあるのではないかと、という話しがあった。
- ・ 「仕事のウエイトの置き方」という観点では、国から一律に指示された計画作りを淡々と進めることで良しとするのは問題ではないか、その際には、キチンと県の全体像を把握し見直す、いい機会ととらえて取り組むべきである、という意見があった。知事・副知事からは、人件費コストというと人員削減ととられがちだが、目的は仕事のウエイトを考え、しかるべき処に人を配置することである、課題の解決、前進になるなら、一時期は人を重点配置するということも必要である、という話しがあった。
- ・ 来年度の組織改正に関連して、食品加工業に商工労働部・産業技術委員会事務局・産業振興センターが一体となって積極的に取り組む、地産地消は一次産業全体を通じて取り組むべきである、林業の経営改革のために、森林局に専門サポーターをおく、等の意見が出された。
- ・ 現行組織や制度の問題点については、公共交通やソフト・ハードを通じた減災対応など、現在の組織は縦割りになっており、連携機能を強める必要がある、地方自治法の改正に伴う、県の関係規則等の見直しを行っている、等の意見があった。

知事・副知事からは、これまで続けてきた規則等を変えていくことで、人の配置をより効率的にできることもある、という話しがあった。
- ・ 専門的人材の育成と確保という視点からは、専門職員の管理職等への登用、育成や、会計職員や税務職員の養成、環境の専門職員は四国4県で連携分担してはどうか、等の意見があった。
- ・ 人件費コストを考えるには、仕事を進めていくときに、県庁以外の人といかに連携するかという視点や、職員が興味、関心を持つ部局への配置といったことも議論された。
- ・ 以上のことを踏まえて、管理的経営的な立場の職員は、今まで以上に人件費コストを意識し、取り組ん

でいかなければならないことを共通認識とすべきだと考える。また、今回の議論を次年度以降に向けてどういった取り組みをしていくのか検討していく必要があると考える。

- ・ 昨日の庁議の中での知事発言について紹介する。部局長からは、人件費コストについては以前から意識しているという意見があったが、本当にそうなのか、そうであってもきちっと各組織の末端までその意識が伝わっているか。部局長がそういう意識を持っているのならば、若い職員を育てていくという意味でも、もっと徹底してほしい。人員配置を考えるのは、総務部あるいはトップの仕事という意見があったが、それはそのとおり。ただ、部局長は自分ならこうする、ということのを常に考え、部局内の人員配置については権限を持ってやるべきである。人件費コストの考え方は、今はずいぶん変わっている、という意見もあったが、10年後から考えるとそれで済まされる問題なのか、自分たちが変えていくという意識で部局長、所属長が取り組んでいかないと、10年後に組織として成り立っていないのではないか。人件費コストの話は人を減らすためではないかと受け取られるが、重点配置すべきところ、減らすところと増やすところを各部局で考えていくということだ。こうしたことをやる場合のものさし(=判断基準)は必要だが、それをやるのは難しい。しかし、それをやることを一步一步踏み出していくことをしないと結局変わらない。それをしないと組織そのものが疲弊していくということになるのではないか。このような意識を持って人件費コストというものに向き合ってもらいたい。というような主旨の発言があった。

【主な意見】

- ・ 県の仕事の仕方を考えていくときに、県民との意識のズレがないか、ということを考えてみるべきだ。あれば、長い間にそのズレが大きくなる。県庁以外の人に意見を聞くと、このコスト意識という点はズレが大きい分野である。県庁は民間企業のように営利追求ではない、という意識はあるだろうが、経営意識や民間の考え方を取り入れ、合理化・効率化も考えていかなければならない。経営やコスト意識といった考えを取り入れ、出来るだけズレをなくしていく。組織が制度疲労にならないよう、出来るだけリフレッシュしていく。あるべき「違い」というものはあってしかるべきだが、常に世の中の流れとのズレを意識しながら、ズレを修正していくことは必要でないか。(副知事)

2 安全安心のまちづくり条例(仮称)について【文化環境部】

安全安心のまちづくり条例(仮称)について、これまでの政策調整会議の議論を踏まえた説明を文化環境部が行い、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

8月10日の政策調整会議を踏まえて、警察本部との調整をした結果、次のような方針で取り組んでいくことになった。

- ・ 条例の制定は19年2月議会を目指す。
- ・ 少年補導員制度は今回の条例には盛り込まない。子供たちが規範意識を身に付けるための取り組みを行う、という内容を検討していく。
- ・ 子どもに対する何らかの声かけについての罰則は設けない。ただし、罰則を伴わない禁止行為は盛り込めないか検討していく。
- ・ 今後は、県民や有識者の意見を聞きながら条例化を目指していくが、論点となっていた少年補導員や罰則などに絞ることなく、青少年の健全育成などの視点から広く意見を聞いていく。

【主な意見】

- ・ 政策調整会議の場でも2度にわたって議論をいただいた。担当部局の一つの条例だが、県の幹部として条例は自分たちがつくる、という当事者意識を持って部局の立場を超えて議論できた。これからもこういう大きな問題については、部局の立場を超えて議論していくことが必要である。(副知事)

- ・ 市町村で条例を作っているところがあるということだが、その条例と、今度県で作る条例の違いはないか。
特になし。県の条例の中では、市町村の役割、県の役割といったものを整理していく必要がある。
- ・ 今回議論になったような部分で、市町村の条例にあって、県の条例にない、というようなものはないか。
ない。
- ・ 条例は法制審議会で議論すればいい、というような意識はないか。法制審議会は最後の詰めであって、政策展開の条例については、法制審議会にかけるときに今回のように全庁的な議論をしておく必要がある。